

広  
報

# あさひ

no.605  
2015. 8  
August



総人口：10,431人 (+9)  
男：5,195人 (-1)  
女：5,236人 (+10)  
世帯数：3,856世帯 (-3)  
(平成27年6月末現在)

あさひ園 プール開き

# 子育て支援だより

## 「子育てワンポイントアドバイス」

### 第116回 「「ありがとう」を言いあえる家族に・・・」

こころの相談員 小林 節子

自分の子どもをどんな人に育てたいかは、それぞれの親の価値観で千差万別であろうと思います。ただ、私がいつも述べていますように、『自分も他者も愛することが出来る子に』と願わない親はいないのではないのでしょうか。人と人のつながり方が多様な現代にあっても、豊かな人間関係を形成するには、また、人と人のつながりに喜びをもたらすのは「ありがとう」の言葉の力、そこに含まれる感謝の気持ちだと確信しています。

たとえば『あさひ園』の子どもたちは（お当番）が大好きです。大人から見れば面倒なことをしなければならない役目に過ぎないのですが、子どもたちは嬉々としてお当番をします。お当番を心待ちにしている子どもたくさんいます。お当番の子がお給食を配ると、友だちが「ありがとう」といってくれます。自分は人の役に立つ存在、他者から「ありがとう」といってもらえる存在であることが嬉しく、誇らしいのです。

何年前か、家に引きこもっていた青年がパソコンを親に取り上げられたことを恨んで、親を殺してしまったという悲惨な事件がありました。その青年はインターネットで商品を注文したとき、その会社がネット上で「お買い上げありがとうございました」といってくれる、そして商品を届けてくれた宅配業者の人から「ありがとう」と声をかけてもらうことが社会とのつながりのすべてであり、その手段としてのパソコンを取り上げられて、怒りと絶望の感情にとらわれたと供述していました。人はみな人とつながってきたいのです。

夏休み、家庭でその子に出来るお手伝いをさせてください。そして『ありがとう、あなたが手伝ってくれてとてもうれしい』と、親もまず『ありがとう』の言葉がけをたくさんしてください。

※小林相談員は、あさひ園・カンガルーあさひなどで相談活動を行っています。

## 7月活動報告

### 7/14 (火) たんぽぽ教室

みんなで笑顔いっぱい、踊って遊びました！  
牛乳パックでお母さんやお父さんと工作も  
しました。みんな上手にできました☆



### たんぽぽ教室

対象児：1歳6ヶ月以上の児（定員30名）  
実施予定日：9/15(火)、11/17(火)、H28.1/19(火)、3/15(火)  
参加ご希望の方は子育て健康課へご連絡ください。  
子育て健康課：TEL 377-5652



# 8月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
8/11(火)・14(金)・18(火)・21(金)・25(火)・28(金)・9/1(火)・3(木)・8(火)	9:00-12:00	あそび場	スキンシップ・ストレッチなどの遊	発達障害の子どもの保護者	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
8/19(水)	10:00-12:00	ほっとする会	茶話会				
9/4(金)	9:00-12:00	親の会					
9/7(月)	10:00-12:00	親子で遊ぼう	自由遊びなど	未就園児	児童館	不要	カンガルーあさひ (377-5652)
9/10(木)	10:00-12:00	親子ふれあい事業	集団遊びなど	未就園児	児童館	要予約	社会福祉協議会 (377-2941)
9/12(土)	13:00-15:00	朝日こども将棋大会	将棋遊び	小学1年生から6年生まで	保健福祉センター	要予約	
8/22(土)	15:00-15:30	おはなし会	絵本の読み聞かせなど	お話を聞きたい方はどなたでも	あさひライブラリー	不要	教育文化施設 (377-6111)

\*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

\*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

## 朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

旬のオクラを使用したすまし汁です。

### すまし汁



#### 材料(4人分)

むきえび..... 8個  
 オクラ..... 2本  
 三つ葉..... 4根  
 だし汁..... 2カップ  
 塩..... 孫さじ1/2  
 醤油..... 孫さじ1

#### 作り方

- ①エビは背ワタを取り、さっと茹でる。
- ②オクラは熱湯をくぐらせ小口切りにする。
- ③葉三つ葉は15cm長さに切り、余った軸は小口にする。
- ④葉三つ葉はサッと湯通しし、結び三つ葉にする。
- ⑤椀に①②④を盛り付ける。
- ⑥だし汁に調味料と③の三つ葉の軸を入れ風味を出し、椀に注ぎ入れる。

\*お気軽に\*  
見学にお越し  
\*下さい\*

ボランティアさん  
も募集中

医療法人 福島会



\*家庭的で温かい暮らしがあります

\*地域の方との楽しい  
交流イベントを開いております

\*認知症についてのご相談も  
受付けております

入居要件  
要介護1  
以上の方

「ゆ」っくり「た」のしく「か」そくのように 豊かな生活がテーマです



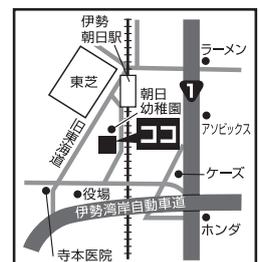
グループホームあさひ

三重郡朝日町小向2064-1

☎376-3300

ふくじまだより

日々の様子をブログにて公開中!



有料広告掲載欄

# 福祉医療費助成

# 受給資格証更新の

町では、障がい者・一人親家庭等・子どもを対象に医療費の助成を行っています。それぞれの対象や助成額については表1のとおりです。また、所得制限の限度額は表2のとおりとなっています。

これらの助成を受けている方には、受給資格証を発行していますが、現在お持ちの受給資格証の有効期限は、平成27年8月31日までです。引き続き受給資格を更新するには手続きが必要となりますのでお知らせします。（すでに受給資格をお持ちの方には、直接その旨ご連絡する予定です。また、子どもについては、自動更新ですので、更新申請手続きが不要な方には、新しい受給資格証を郵送します。）

なお、現在「福祉医療費受給資格」のない方は、本人かご家族の方が9月末までに申請する必要がありますのでお知らせします。

表1

	障がい者	一人親家庭等	子ども
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者（身体障害者手帳1級～3級の方）</li> <li>・知的障害者（判定機関にて知能指数が35以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の方</li> <li>・身体障害者（身体障害者手帳4級の方）で知的障害者（判定機関にて知能指数が36以上50以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が中度の方</li> <li>・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方）ただし、通院のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母のない18歳未満の児童</li> <li>・18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親とその扶養されている18歳未満の児童</li> </ul>	中学校修了前（15歳に達した後の最初に迎える3月31日まで）の児童
所得制限	あり (表2のとおり)		なし
助成額	保険診療の自己負担額 (ただし、高額療養費等及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額)		
の食事療養費助成	なし		

# 手続きと所得制限の限度額のお知らせ

表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

一人親家族等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円

## ※所得制限限度額の加算について

### ①本人の場合

- (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者、一人親家庭等の場合は10万円を加算する。
- (2) 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、障がい者は1人につき25万円、一人親家庭等の場合は15万円を加算する。

### ②配偶者、扶養義務者の場合

- (1) 配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円を加算する。(ただし、扶養親族が老人扶養親族だけの場合は、当該老人扶養親族の内、1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。)



## 問い合わせ先

子育て健康課 TEL 377-5652

# 子育て健康課よりお知らせ!!

## ○児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

### 1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父又は児童を養育している人です。

なお、児童が、身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母とも不明である児童

※なお、所得制限があります。

### 2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ③その他必要書類 印鑑、請求者名義の預金通帳を持参してください。

※上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

### 3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回、支払月の前月までの分を支給者が指定した金融期間口座へ振り込みにより支払われます。

### 4 手当の額

区分	手当月額（児童1人のとき）	期 間
全部支給の方	月額42,000円	平成27年4月～平成28年3月
一部支給の方	月額41,990円～9,910円	

※児童が2人の場合は、左記金額に5,000円の加算、3人以上はさらに3,000円ずつ加算されます。また、一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

### 5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

① 現 況 届 （ 全 て の 受 給 者 ）	毎年8月1日から8月31日（31日が土・日の場合は、その日以前の開庁日）までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
② 受 給 資 格 喪 失 届	受給資格がなくなったときに出します。
③ 額 改 定（増額）請求書	対象児童が増えたときに出します。
④ 額 改 定 届（減額）	対象児童が減ったときに出します。
⑤ 受 給 者 死 亡 届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
⑥ 変 更 届	同一市町又は県内の町間での住所変更、氏名、銀行口座などを変更したときに出します。
⑦ 転 出 届	他の市町（県内の町間の転出を除く）や県外へ転出しようとするときに出します。
⑧ 証書亡失届証書再発行請求書	手当証書をなくした場合、また破損や汚れで使用できない場合に出します。
⑨ 支給停止関係（発生・消滅・変更）届	所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるときに出します。
⑩ 一部支給停止適用事由届出書	該当者には通知しますので、期日までに出します。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

# ～児童扶養手当制度について～

## ○特別児童扶養手当制度とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について児童の福祉の増進を図るための制度です。

### 1 受給対象者

手当を受けることができる人は、身体や精神にある程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。

※なお、所得制限があります。

### 2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

③特別児童扶養手当認定診断書

※身体障がい者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります。

④振込先口座申出書

⑤その他必要書類（上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。）

印鑑を持参してください。

### 3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回支払月の前月までの分（ただし、11月は支払月の分まで）を受給者が指定した金融期間口座へ振り込みにより支払われます。

### 4 支給額

障がいの等級	1 級	2 級	期 間
児童一人につき月額	51,100円	34,030円	平成27年4月～平成28年3月

### 5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

① 所得状況届	毎年8月11日から9月10日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
② 受給資格喪失届	受給資格がなくなったときに出します。
③ 額改定（増額）請求書	対象児童が増えたとき、障がいの程度が重くなったときに出します。
④ 額改定届（減額）	対象児童が減ったとき、障がいの程度が軽くなったときに出します。
⑤ 受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
⑥ 変更届	氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときに出します。
⑦ 振込先口座申出書	振込先金融機関の口座を変更するときに届け出ます。
⑧ 証書亡失届兼再発行請求書	手当証書を破損したり汚したりなくしたときに出します。
⑨ 再認定請求書	認定の期限が定められ、その期限が到達したときに診断書を添えて出します。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

# 食中毒予防にも大切！手洗い！

**正しい手洗いの手順**

- ①** 流水でよく手をぬらした後、石鹸を手のひらで十分に泡立てます。
- ②** 手の甲を伸ばすようにしっかりとこすります。
- ③** 手のひらに指先をこすり合わせ、指先・爪の間を念入りにしっかりと洗います。
- ④** 手のひらを合わせ指を軽く組み、指の間をしっかりと洗います。
- ⑤** 親指をもう一方の手で握り、ねじり洗います。
- ⑥** 手首も忘れずに洗きましょう。手首まで洗い終わったら流水ですすぎ清潔なタオルや紙ペーパーなどで拭きましょう。

気温も高くなり、食中毒が非常に発生しやすい季節になってきました。高温多湿のこの季節は少しでも食材や体の中に菌の付着・侵入を減らすことが大切です。そのため、「菌の運び屋」とも言われる手を調理前・食事前にきれいに洗うことが非常に大切だということができます！

**重要!**  
①～⑥の手順を30秒ほど時間をかけて行ってください。

今年は例年より猛暑となると言われています。まだまだ、暑い日が続くと思いますが、食中毒に気をつけましょう。

厚生労働省 食中毒予防HP → [www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/](http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/)

## 日本脳炎ワクチン2期 予防接種のご案内

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした（いわゆる「積極的勧奨の差し控え」）。

その後新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

このため、平成7～18年度に生まれた方は、平成17～21年度に日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃していることが

あります

平成27年度は、平成7～18年度に生まれた方の中で、「平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれで2期接種未接種の方」、に個別で、接種のご案内をしています。

接種の案内がない方でも、標準的な接種スケジュールで接種された方は、定期予防接種として接種が可能です。母子手帳を確認していただき、日本脳炎の予防接種が不足している方は、接種を受けるようお願いいたします。

### 【日本脳炎の標準的な接種スケジュール】

1 期 接 種 (計3回)	2 期接種
3歳のときに2回（6～28日の間隔をおく） その後おおむね1年の間隔をおいて（4歳のときに）1回	9～12歳のときに1回

### 【対象者】

- ❖ 朝日町に住民登録のある方
- ❖ 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方（接種日に20歳未満の方）

### 【予診票】

予診票をお持ちでない方は、再発行をしますので、母子手帳を持参の上、子育て健康課窓口までお越しください。（医療機関には置いてありません）

### 【接種時の持ち物】

母子健康手帳、予診票を医療機関に提出してください。

（母子手帳を紛失された場合は、子育て健康課にて再発行の手続きを行ってください）

### 【接種費用】

20歳未満までは、無料で接種することができます。ただし、できるだけ早く接種することをお勧めします。

厚生労働省ホームページにて、日本脳炎や、日本脳炎ワクチンについて、詳しい情報をお知らせしています。（「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」でご覧いただけます。）

### 問い合わせ先

子育て健康課保健師・看護師 TEL 377-5652

## 男性料理教室のご案内

私達は「食」を通して健康づくりのための普及啓発活動を行っています。男性の皆様、男性料理教室に参加してはじめての一步を踏み出してみませんか。スタッフが手取り足取りサポートさせていただきますので、初心者でも安心です。あなたの作った料理が皆を笑顔にすること間違いありません。お一人でもグループでもお気軽にご参加くださいますようご案内申し上げます。

## 朝日町食生活改善推進協議会

日 時：9月12日（土）9時30分～13時30分  
場 所：保健福祉センター 2階 栄養指導室  
定 員：30名 参加費：300円  
持 ち 物：エプロン、三角巾、筆記用具  
申込期間：8月10日（月）～9月3日（木）  
申 込 先：保険福祉課 TEL 377-5659

安全・有利・手軽な  
国の退職金制度を活用しませんか。

**中退共済** CHU TAI 共 K Y O  
小企業退職金共済制度

詳しくはホームページをご覧ください。  
中退共 検索

国の制度だから安心  
掛金は全額非課税  
社外積立で管理も簡単

掛金の一部を国が助成します。  
手数料もかかりません。  
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

夏のゴルフスクール生募集

ブリヂストンゴルフアカデミーお試しレッスン受付中！  
\*ジュニアクラス開講\*

サービスタイト 毎日実施中！  
4月～10月の日曜は AM 8:00 オープン サービス球あり！

木・金・土・日で 4クラス開講 17:00～18:00

緑さわやかな230ヤード練習場

**北勢ゴルフスクール** 旧マイカル桑名 北向かいすぐ  
平日9:30-22:00 土祝8:30-22:00  
http://hokuseigolfschool.sports.cococan.jp/ TEL 23-1145

有料広告掲載欄

# 議 会 を 傍 聴 し ま せ ん か !

## 平成27年 第3回定例会の予定

月 日	曜 日	開 会 時 間	区 分	摘 要
9月1日	火	9:00	本会議	行政報告・一般質問・提案説明・質疑
9月3日	木	9:00	委員会	総務建設常任委員会
9月4日	金	9:00	委員会	民生教育常任委員会
9月11日	金	9:00	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決

本会議は30人、  
委員会は10人まで  
傍聴できます。

戦没者等のご遺族の皆さまへ

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (第十回特別弔慰金)が支給されます

### ○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回弔慰金については、ご遺族に一層の弔意の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

### ○支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

### ○請求期間 平成27年8月3日から平成30年4月2日

(請求期間が過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

### ○請求窓口・お問い合わせ 保険福祉課 TEL 377-5659

## 男女共同参画推進事業

# ぱぱっとランチ ~ピザを作ってみませんか♪~

日 時：9月6日(日) 9時30分~13時頃  
(9時受付開始)

場 所：保健福祉センター 2階  
栄養指導室及び健康教育室

対 象：朝日町在住の子ども(小学生)と男性  
保護者

講 師：パパスマイル四日市の皆さん

内 容：ワークショップとピザ作り

定 員：12組24名程度

※1家族子ども2名までとさせていただきます

参加費：1家族600円(食材費等)

※当日受付でお支払いください

申込期間：8月5日(水)~8月21日(金)

先着順、定員になり次第締め切りさせていただきます

申込方法：電話または直接窓口にてお申込ください

申 込 先：企画情報課 TEL 377-5663

パパスマイル四日市とは・・・

四日市市で子育てを楽しむ、“子育てマイスター”たちが集まったサークルです!

～ 犬を飼っている方へ ～

## 犬のフンは必ず 持ち帰りましょう!!



最近、道路・公園などの公共の場や、他人の土地など、ところかまわず犬のフンが放置され、いたるところで苦情が発生しています。フンの放置は、とても不衛生で、みんなが不快に感じています。散歩中のフンは必ず持ち帰りましょう。

人の迷惑にならないようペットを飼うことは飼い主として当然の義務です。快適な生活環境をつくるために、飼い主一人ひとりの自覚と責任ある行動をお願いします。

町民環境課 377-5653



## 10月1日 国勢調査を 実施します

- ・国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- ・調査結果は、さまざまな法令に基づいて使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちのより良い生活のために役立てられます。
- ・9月10日頃から調査員が伺います。オンライン回答、または、調査票へのご回答、よろしく願いいたします。

総務省統計局

※詳しくは 企画情報課 (TEL 377-5663) へお問い合わせください。

## 住宅リフォーム補助事業について

朝日町では、町内の住宅関連産業を中心とした町内経済の活性化を図るとともに、住宅の増改築、耐震補強、リフォームを促進し、町民が快適な生活を営むことができるように居住環境の質の向上を支援します。

平成27年度の受付は、8月3日から実施します。

また、平成27年4月1日～平成27年8月2日に実施された朝日町住宅リフォーム補助金交付金要綱運用基準の対象となる工事を実施された場合についても受付しますので、お申込みください。

詳細については、町HPの「暮らしの情報（住まい）」をご覧ください。

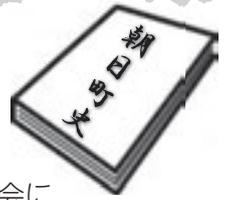
問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

## 臨時職員を募集します!

募集職種	朝日町資料館管理人	採用予定人員	1名
資格	地方公務員法第16条に該当しない方。昭和24年4月2日以降生まれた方		
試験	面接 面接試験は8月19日(水)10時から教育文化施設にて実施		
勤務時間	水・土曜日勤務 10時～16時		
給与等	朝日町臨時職員取扱要綱に準じ月額4,800円支給、交通費支給、年次有給休暇有		
採用期間	9月1日から平成28年3月30日		
申込方法	履歴書(市販のもの)返信用封筒(宛名明記のうえ、82円切手を貼付のこと)を持参もしくは郵送してください		
応募締切	8月15日(土)17時到着分までとする	提出先	教育文化施設
受付期間	8月5日(水)～8月15日(土)までの9時から17時まで(月曜日を除く)		

【問い合わせ先】 〒510-8103 三重県三重郡朝日町大字柿2278番地  
教育文化施設 TEL 377-6111

# ＜町史だより＞



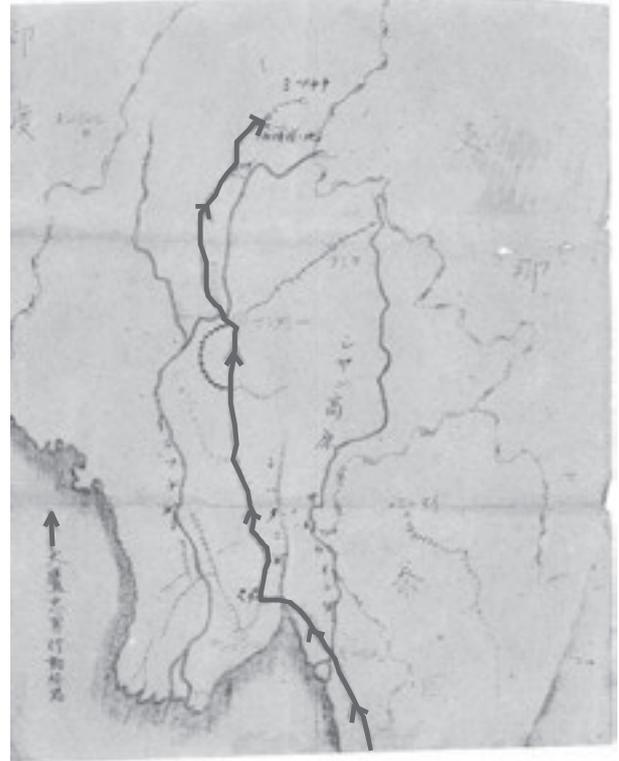
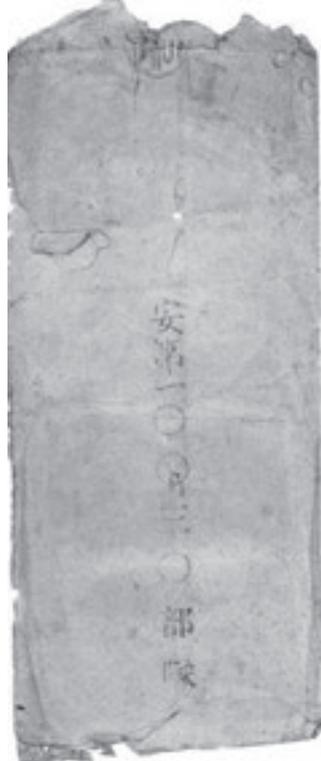
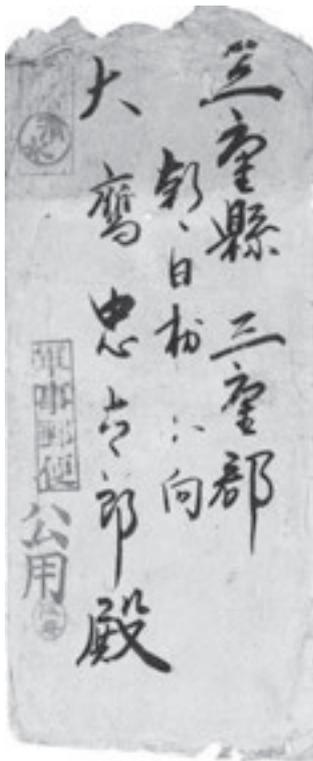
## ※収集資料の紹介

「戦後70年」にあたり今月号も戦争に関する資料を紹介し、平和の願いを見つめ直す機会にしたいと思います。下記の資料は、小向地区の大鷹榮子さんからお借りした昭和22年頃の軍事郵便です。

(表)

(裏)

「ビルマ（現ミャンマー）戦地での行動経路図」



## ※取り組みの紹介

【専門委員会議】 7月3日（金）

朝日町公民館にて専門委員会議を開催しました。



【萬古焼部会】 6月27日（土）

朝日町公民館にて萬古焼部会を開催しました。



【考古調査】 7月4日（土）柿地内にて遺跡の分布調査、朝日町公民館にて遺物の実測調査を実施しました。

【民俗調査】 6月17日（水）縄生公民館にて「昔ばなし懇談会」を開催しました。

【文献史料調査】 6月12日（金）、14日（日）、17日（水）、23日（火）、27日（土）、7月6日（月）、9日（木）三重県立図書館、役場、博物館他にて文書調査を実施しました。

【萬古焼調査】 6月16日（火）、23日（火）、30日（火）、7月7日（火）陶磁器調査を実施しました。7月1日（水）～3日（金）桑名市博物館において萬古焼調査を実施しました。

墨で書かれた文書類、明治・昭和時代の古い記録、建物・風景写真など、資料提供をお願いします。

問い合わせ先：町史編さん課（朝日町公民館内）TEL 377-5195 FAX 377-5196



平成**27**年**10**月**5**日

# マイナンバー制度スタート

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、日本国内の市町村に住民登録のある全ての方に個人番号（マイナンバー）を付番し、同一人であることを確認するための「社会保障・税番号制度」が創設されることが決まりました。

マイナンバーは、公平・公正な社会の実現や行政手続の利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号で、町では法律の定めに従い、今年10月からのマイナンバーの通知に向けた準備を進めています。

## マイナンバーの概要とメリット

### ●マイナンバーとは

10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に通知される12桁の番号です。マイナンバーは一生使うもので、原則として不変ですが、「番号が漏えいするなどし、不正に使われるおそれがある場合」には変更できることとなっています。

### ●マイナンバー導入のメリット

現在、行政機関（国）・地方公共団体（自治体）などには年金の基礎年金番号、介護保険の被保険者番号、自治体内での事務に利用する宛名番号のように、事務を行う機関ごとに個人を特定するための番号が複数存在しています。そのため、異なる分野や機関で管理している情報が同じ方のものであることを確認するための各種書類を添付していただくなど行政手続の際に申請者にさまざまな負担が生じています。

各分野・各機関で横断的に1つのマイナンバーを活用する社会保障・税番号制度の導入によって、たとえば、個人の所得をより正確に把握して公平な税負担を実現する、あるいは年金・医療保険などの社会保障をよりの確に提供するなどの効果が期待されています。

## マイナンバーが必要な行政手続

### 社会保障

- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

### 税

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

### 防災

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

### 主 な 事 務

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

**通知カードは、次のような形式で送られます。**

10月以降、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が、簡易書留にて一世帯まとめて郵送されます。現在のところ、次のような形式で送られる予定ですが、世帯まとめて送付されること、実際に行政機関や勤務先等で使用する時期まで期間があることなどから、紛失や廃棄をせず、大切に保管してください。

通知カード

個人番号 0123 4567 8901  
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女  
発行日 平成27年10月00日 △△市長 AI23456789

---

個人番号カード交付申請書  
顔 電子証明書発行申請書

△△市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
番号	花子		
氏名			
住所	○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人居民の区分		
在留期間等満了日の有無	在留期間等満了日		
右欄の点字表記を希望する <small>(※最大11文字まで(電話番号は1文字))</small>	<input type="checkbox"/> パンゴウ ハナコ		

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。  
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。



視覚障がい者用  
音声コード

申請書ID	1234 5678 9012
番号	3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→



10000019 01/01  
3190110000019#

マイナンバー

- 法律で定められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受け発給後は市町村に返納しなければなりません。

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

<input type="checkbox"/> 署名用電子証明書※	不要	※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。
<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書	不要	

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバータレへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が正常に使用できなくなります。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係	
	代理人氏名(自署)			
	代理人住所			

(電話番号: )

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
- 表面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本通知は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

表

裏

**マイナンバーについて詳しく知りたい方は**

- ◆マイナンバー・ポータルサイト  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ◆マイナンバー・コールセンター(有料)  
TEL 0570-20-0178 (0570-20-0291外国語対応)

問い合わせ先 総務課 377-5651

「第9回美し国三重市町対抗駅伝」

# 朝日町代表選手を募集します！

平成28年2月21日（日）に開催予定の「第9回美し国三重市町対抗駅伝」に出場いただける選手を募集いたします！「我こそは！」と、思われる方は是非、教育委員会までご連絡ください。  
 (TEL 377-5657 FAX 377-2790) 締め切りは8月31日（月）

1. 主催 第9回美し国三重市町対抗駅伝実行委員会
2. 協力 三重県警察本部、津・津南・松阪・伊勢警察署、三重県スポーツ推進委員協議会
3. 後援 三重テレビ放送 三重エフエム放送
4. 特別協賛 JAバンク三重
5. 協賛 NTT西日本三重支店 HondaCars三重北 AGF鈴鹿株式会社
6. 趣旨 県内のスポーツ推進を図るため、ジュニア世代の発掘・育成と、スポーツを「する」「みる」「支える」全ての県民の意識高揚を目的として開催します。あわせて、県内各市町の活性化及び市町相互のさらなる交流・連携の促進を目指します。
7. 期日 平成28年2月21日（日） 8時45分スタート、雨天決行
8. コース 県庁前（津市）～「三重交通G スポーツの杜伊勢」 補助競技場（伊勢市）10区間 42.195km

第1区	1.28km	県庁前	— 矢田カップ店前	小学生女子
第2区	1.85km	矢田カップ店前	— 大倉交差点ガリバー前	小学生男子
第3区	3.83km	大倉交差点ガリバー前	— 竹屋牛肉店前	中学生女子
第4区	5.58km	竹屋牛肉店前	— サークルK三雲中道店前	中学生男子
第5区	4.60km	サークルK三雲中道店前	— メガネ赤札堂前	40歳以上男子
第6区	6.36km	メガネ赤札堂前	— JA松阪くした支店前	ジュニア男子
第7区	2.89km	JA松阪くした支店前	— 中日新聞明和専売所前	一般女子
第8区	3.43km	中日新聞明和専売所前	— ザ・ビッグエクストラ玉城店前	20歳以上女子
第9区	5.45km	ザ・ビッグエクストラ玉城店前	— 度会橋東詰	ジュニア女子
第10区	6.925km	度会橋東詰	— 三重交通Gスポーツの杜伊勢	20歳以上男子

※ 関係機関等との協議により変更が生じる場合があります。

9. 参加資格
  - (1) 競技者は平成27年12月1日現在、各市町に在住または勤務している者とする。但し、小・中・ジュニア・大学生は保護者の居住地から出場するものとする。  
 なお、ジュニア及び大学生は中学卒業時の保護者の居住地も認める。  
 （優先順位は現在の保護者の居住地とする）  
 また、組合立に通う中学生は、学校所在地からの出場も認める。  
 （優先順位は保護者の居住地）
  - (2) 小・中学生、ジュニア、大学生以外の者で他県・他市町在住の者であっても、出身中学校所在地の市町から2名以内の出場を認める。但し、出身中学校が組合立または国立、私立の場合には卒業時に保護者が居住していた市町村とする。
  - (3) ①小学生については、5年生、6年生とする。  
 ②ジュニアとは平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた競技者をいう。  
 ③20歳以上とは平成8年4月1日以前に生まれた競技者をいう。  
 ④40歳以上とは昭和51年4月1日以前に生まれた競技者をいう。  
 ⑤一般女子とは平成15年4月1日以前に生まれた女性競技者をいう。
  - (4) 複数のチームから参加依頼のある就労者は①出身地、②現住所、③勤務地の順で裁定する。
  - (5) 競技者資格については、主催者による資格審査を行う。
  - (6) 市町交流選手制度の規定を別に定める。

# 朝日町消防団と 四日市市北消防署 朝日川越分署との

# 連携 訓練



5月から6月にかけて、朝日町消防団の各分団（本部機動隊、第1～4分団）は、四日市市北消防署朝日川越分署にて火災時に双方で円滑かつ効率的な活動を行うための連携訓練を実施しました。

この訓練では、通常実施している消防団全体で行うものではなく、各分団単位で朝日川越分署員と行うもので、通常よりも密な指導が受けられることから、技術の向上・消防団員と朝日川越分署員との更なる連携強化が図られました。

消防団員は皆、もしもの時に備え、町民の安心安全を守るべく日々訓練に励んでいます。

## ○訓練の様子



## ○各分団訓練実施日

分団名	訓練日時
本部機動隊	6月3日（水） 18時～19時
第1分団	5月24日（日） 9時～10時
第2分団	6月20日（土） 17時～18時
第3分団	5月16日（土） 17時～18時
第4分団	5月31日（日） 9時～10時

# 朝日町防災講演会開催のお知らせ —災害伝承10年プロジェクト—

東日本大震災の被災地での活動体験・災害教訓は、将来起こりうる災害による被害を最小限に抑えるために必要です。

そこで、朝日町では、消防庁の支援を受け、東日本大震災の被災地の自主防災組織等の方を語り部として派遣いただき、大規模災害の経験が少ない町民に震災時の体験・教訓を伝承することで、防災意識の向上を図り、地域防災力を向上させることを目的として防災講演会を実施いたします。

貴重な体験を聞く、絶好の機会です。ぜひ語り部の講演会にお越しください。

- 1日 時** 9月6日（日）10時～11時30分
- 場 所** 保健福祉センター 1階ホール
- 2講 師** 災害伝承語り部 吉田 忠雄 氏
- 3演 題** 「地域リーダーとしての東日本大震災の教訓」
- 4対 象** 朝日町民
- 5主 催** 朝日町
- 6協 力** 消防庁、三重県  
朝日町自治区長会、朝日町自主防災隊、朝日町消防団

## 講師プロフィール 吉田 忠雄 氏

- ・平成22年4月～平成24年3月  
大船渡市赤崎地区公民館長
- ・平成22年9月～平成24年3月  
大船渡市赤崎地区自主防災組織連合会会長
- ・平成24年4月～  
大船渡市赤崎地区公民館運営委員長
- 赤崎小中学校建設促進委員長
- ・平成25年10月～  
消防庁防災語り部委嘱
- ・東北大震災の記録「3.11に学ぶ」の記録誌編集長

# なんでも掲示板



## 「中部電力」からのお知らせ

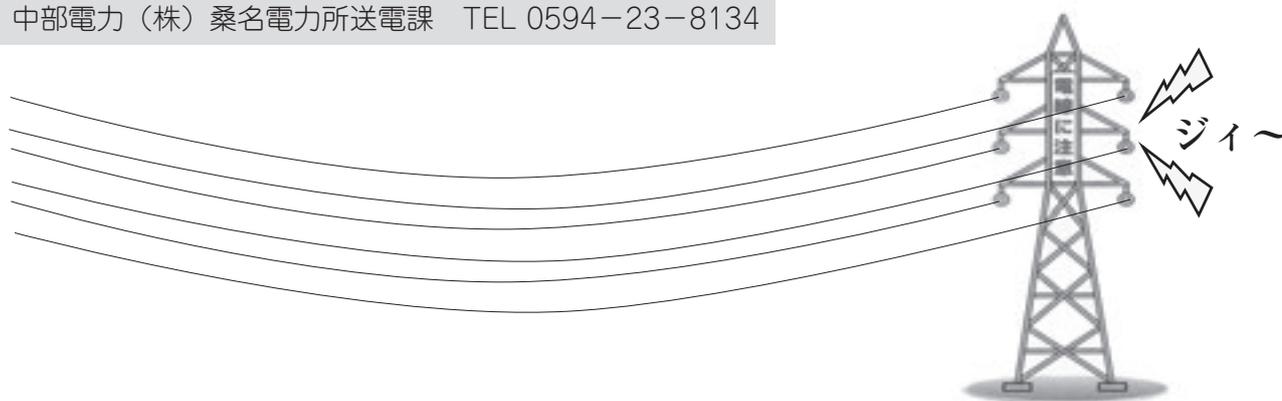
台風や強風の後など、鉄塔や電線へのビニールの巻き付き等を発見されましたら、下記連絡先までご通報をお願いいたします。

また、湿度の高い状態の時には、鉄塔付近から「ジィー」という音と光がでることがありますが、これによる危険性はありません。

これは、強風により運ばれた海水の塩分が鉄塔のガイシに付着して発生するもので、雨で洗い流されることにより音や光は自然になくなります。

### 【連絡先】

中部電力（株）桑名電力所送電課 TEL 0594-23-8134



## 「こどもぼうさいサバイバルキャンプ」 -Fire Kids養成講座-

- 日時** 8月29日（土）12時～8月30日（日）12時までの24時間  
**場所** 四日市市防災教育センター  
**対象** 朝日町在住小学生（4年生以上）と保護者  
**定員** 20組（1家族1組）（応募多数の場合は抽選。）  
**料金** 無料  
**内容** 被災状況を想定した非日常的な環境を体験して、自助の重要性を再認識する。  
タウンウォッチング、炊き出し、避難所体験、放水訓練等  
**持ち物** 寝具（寝袋等）、水着  
**申込み** 8月14日（金）17時（土・日・祝日除く）までに電話で消防救急課へ  
**問い合わせ先** 消防救急課 TEL 356-2005

**参加者募集**



## 長寿者褒賞

6月18日に木村三治郎さん（柿）が95歳の誕生日を迎えられました。  
おめでとうございます。



（木村三治郎さん）

## 寄付

### ■株東芝三重工場 様 LED防犯灯 70基

昨年に引き続き、「防犯対策と経費削減のため」に寄付いただきました。

ご厚意ありがとうございます。



## ストーリーテリング

絵本をつかわないで、そっとお話に耳をかたむける会です。

と き：8月16日（日）11時～11時30分 ところ：教育文化施設 2階 視聴覚室

内 容：さるのきも（タイの昔話）他2話 対 象：静かにお話が聞ける方ならどなたでも。

おはなし：ストーリーテリングの会 「フォンターナ」

問い合わせ先：あさひライブラリー TEL 377-6111 ※入場無料・申込不要

## ～この夏、「プラスワン休暇」で連続休暇を！～

夏季における連続休暇の取得は、暑さによる疲労の回復、子どもたちに夏休み期間中における家族との触れ合いを深めるなどの心身リフレッシュにも非常によい機会であり、大きな意義があるものです。

平成19年12月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22年6月改定）が策定され、2020年までの目標値として年次有給休暇の取得率70%が掲げられています。

土日、祝日、夏季休暇に年次有給を組み合わせ、ゆとりのある連続休暇を実現する「プラスワン休暇」を実施しましょう！

三重労働局では、連続休暇の取得をはじめとした労働時間等の見直しにかかる相談や助言を行うため、専門的な知識と豊富な経験を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。資料提供、事業場への個別訪問、研修会の講師等を無料でさせていただきますので、お気軽にご利用ください。

### 問い合わせ先

三重労働局労働基準部監督課  
働き方・休み方改善コンサルタント  
TEL 059-226-2106



# 生活カレンダー

August

8

日曜日

月曜日

火曜日

水曜日

木曜日

金曜日

土曜日

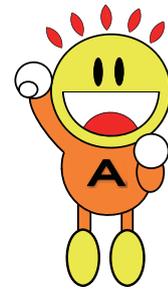
		11 🗑️ 一般 💖 ひよこ(ベビー)	12 💖 すくすく相談	13 🗑️ 埋立 💖 のびのび相談	14 🗑️ 一般	15
16	17 💖 乳・子宮・大腸がん検診	18 🗑️ 一般	19 🗑️ 再生(新聞紙等) 💖 リサイクル運動	20 🗑️ 埋立 💖 のびのび相談 💖 心配ごと相談	21 🗑️ 一般 💖 育児相談	22
23	24	25 🗑️ 一般 💖 離乳食教室前期	26 💖 すくすく相談	27 🗑️ 埋立 💖 のびのび相談 💖 健康料理教室	28 🗑️ 一般 💖 7・8ヶ月児相談	29
30	31 🗑️ 粗大(小向・埋縄)	1 (9月) 🗑️ 一般	2 🗑️ 再生(雑誌等) 💖 すくすく相談	3 🗑️ 埋立 💖 3歳半健康診査 💖 のびのび相談	4 🗑️ 一般	5
6	7 💖 心配ごと相談	8 🗑️ 一般 💖 マタニティ①	9 💖 すくすく相談	10 🗑️ 埋立 💖 肺・骨・前立腺がん検診		

各施設等のマーク 💖 保健福祉センター 🗑️ ごみ出しの日

## 健康事業内容

名称	日	時間	備考
ひよこ教室(ベビークラス)	11	10:00~11:30	対象: 0~8ヶ月児(要予約) 内容: 保育士と一緒に遊ぶ。母と子のふれあい遊びの場。
育児相談	21	9:30~11:00 13:00~14:00	内容: 身体計測、保健相談、栄養相談 持ち物: 母子健康手帳
離乳食教室(前期)	25	10:00~11:30	対象: 4~5ヶ月児(要予約) 内容: 管理栄養士による初期・中期の離乳食の講話と試食。
健康料理教室	27	10:00~13:00	内容: 肥満予防・高血圧予防を目的とした管理栄養士による調理実習の栄養教室(要予約) 持ち物: エプロン、三角巾、筆記用具
マタニティ教室①	9/8	10:00~11:30	対象: 妊娠12~27週の妊婦(対象週数以外の方も参加できます)(要予約) 内容: 妊娠中のトラブル予防法・栄養などに関するお話・妊婦体操(助産師・保健師・管理栄養士)
すくすく相談	12 26 9/2 9	予約制	内容: 「落ち着かない」「やりとりがうまくできない」「発達がゆっくり」「集団生活になじめない」など、臨床心理士による子どもの発達に関する相談(要予約)
のびのび相談	13 20 27 9/3	予約制	内容: 「子どもへの関わり方がわからない。落ち着かない。」など臨床心理士による子どもの発達に関する相談(要予約)
精神福祉相談		随時	内容: 相談支援事業所が相談を受けます。 ソシオ Tel (345-9016) / HANA Tel (320-2761)
障がい者の就職相談		随時	内容: 四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。Tel (354-2550)
知的障がい福祉相談		随時	内容: 相談支援事業所が相談を受けます。 陽だまり Tel (328-5881) ブルーム Tel (329-5657)
女性の悩み相談		随時	内容: 北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。Tel (352-0557)
児童福祉相談		随時	内容: 北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。Tel (347-2030)

\*お申し込みは、子育て健康課(TEL 377-5652) 保健師・看護師・管理栄養士まで



心配ごと相談(20・9/7)  
毎回、保健福祉センター2階研修室  
午後1時~午後3時30分まで

### リサイクル運動

(毎月第3水曜日(祝日、雨天の場合は翌日))

収集場所 保健福祉センター駐車場  
(午前9時~午後1時まで)

出張場所 朝日ヶ丘地藏広場  
(午前10時~10時30分まで)  
朝日ヶ丘公民館  
(午前10時30分~11時まで)

### ごみ出しの日

一般ごみ	再生ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ
火・金	19(新聞紙等) 9/2(雑誌等)	木	31(小向・埋縄)